越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例新旧対照表

新	旧
目次 第1章　条文略 〜 第4章　条文略 第5章　罰則(第49条―第51条) 附則 (入居申込者に対する説明、契約等) 第16条　条文略 2　条文略 〜 6　条文略 7　条文略 (1)　条文略 (2)　電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら	目次 第1章　条文略 〜 第4章　条文略 第5章　罰則(第49条・第50条) 附則 (入居申込者に対する説明、契約等) 第16条　条文略 2　条文略 〜 6　条文略 7　条文略 (1)　条文略 (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる

れる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項に規定する事項を記録したものを交付する方法	物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項に規定する事項を記録したものを交付する方法
8　条文略	8　条文略
～	～
11　条文略	11　条文略
(事業の停止等)	(事業の停止等)
第42条　市長は、第36条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。	第42条　市長は、第36条第1項又は第2項の規定による届出をしない事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。
2　条文略	2　条文略
(適用除外)	(適用除外)
第47条　第36条から第38条(第6号に掲げる事項に係る部分を除く。)まで、第41条、第42条及び第49条から第51条までの規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。	第47条　第36条から第38条(第6号に掲げる事項に係る部分を除く。)まで、第41条、第42条、第49条及び第50条の規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。
第50条　第36条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出	

をした事業者は、30万円以下の罰金に処する。 （両罰規定） 第51条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。	（両罰規定） 第50条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。